

犬を飼うときには

次のルールを必ず守ろう!

放し飼いをしてはいけません!

- 犬を飼う場合、つないで飼うか、柵などの中で飼わなければなりません。
- 室内犬であっても、来客対応時に逃げ出さないよう注意しましょう。
- 犬を散歩するときは、リード(引き綱)につないで行いましょう。
- 犬のリードは適正にし、制御できるようにしましょう。
- つないで飼っている場合、金具などが古くなっていないか点検しましょう。



糞(ふん)は必ず持ち帰りましょう!

- 犬を散歩させるときは、糞をとる用具(ビニール袋、スコップ、紙など)を携帯しましょう。

最後まで責任をもって飼いましょう!

- みだりに傷つけたり、遺棄することは犯罪です。
- 飼い主には、終生飼養の責任があります。最後まで愛情と責任をもって飼いましょう。



ボクのために
守ってワンッ!

山形市動物愛護センター
わんにゃんポート

山形市大字船町 1030-1 TEL.023-681-1210

犬にまつわる事故が発生しています

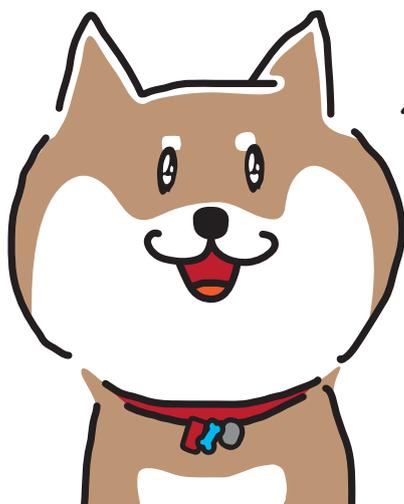
「放し飼いの犬に咬まれて大怪我をした」「なでようとしたら吠えられ、ビックリして転んで骨折をした」また、つないで散歩している犬から「通行中にいきなり咬まれた」…など様々ですが、
「たかが犬くらい」「犬がやったことだから」では済まされません。



必要な手続き・届出

- 飼い犬の登録** 生涯に1回(生後91日以上)わんにゃんポートの窓口、または村山地域内の動物病院で手続きをしてください。
- 狂犬病予防注射** 毎年1回(生後91日以上)春の集合注射会場、または動物病院で受けてください。
- 変更届** 飼い主が変わった、所在地が変わったときは、わんにゃんポートに届出をしてください。
- 死亡届** 飼い犬が死んだ場合、わんにゃんポートに届出をしてください。
- 咬傷事故届** 飼い犬が人を咬んだ場合、わんにゃんポートへの届出が必要です。

飼い主が分かるように、鑑札・注射済票や名札をつけてください。



これで安心だワンツ!

飼い犬に鑑札と注射済票を装着することが法律により義務付けられています。

